■介護保険事業の費用と負担

介護保険の給付に必要な介護保険事業費は、平成２７年度～２９年度の３年間の合計で、約９５億円を見込んでいます。

■公費による低所得者の保険料軽減

低所得者に対しては、消費税を財源とした公費により、保険料の軽減を行います。

平成２７年度からは、所得段階が第１段階の方の保険料を軽減することとしています。また、消費税率が引き上げられる予定の平成２９年度からは、第２・第３段階の方についても保険料の軽減を行う予定です。

■第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料

介護給付費の財源は、５０％が公費負担、残り５０％が保険料負担です。第６期計画より１号被保険者の負担割合が、２１％から２２％に変更されました。

要介護認定者数増加に伴う介護給付費の増加、また、６５歳以上の介護保険料負担割合の増加およびサービス基盤整備の影響等を総合的に判断し、介護保険料を引き上げますが、介護給付費準備基金から2,０００万円を取り崩すことで保険料の上昇を抑制しています。

介護保険料基準額の算定方法

介護保険総事業費用 × ６５歳以上の負担分（２２％） ÷ ６５歳以上の人口

平成２４～２６年度の保険料年額

所得段階	負担割合	保険料（円）
第１段階	0.５０	２８,２００
第２段階	0.５０	２８,２００
第３段階	0.６５	３６,７００
第４段階	0.７５	４２,３００
第５段階	0.８０	４５,１００
第６段階（基準）	1.００	５６,４００
第７段階	1.１０	６２,０００
第８段階	1.２５	７０,５００
第９段階	1.５０	８４,６００
第10段階	1.７５	９８,７００

こうなります！

平成２７～２９年度の保険料年額

所得段階	負担割合	対象者の内容	保険料（円）
第１段階	(0.５０) 0.４５	●生活保護者、住民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者 ●住民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が、８０万円以下となる方	(３２,２００) ２８,９００
第２段階	0.７０	●住民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が、１２０万円以下となる方	４５,０００
第３段階	0.８０	●住民税世帯非課税で、第１・２段階に該当しない方	５１,４００
第４段階	0.８５	●本人が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が、８０万円以下となる方	５４,７００
第５段階（基準）	1.００	●本人が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が、８０万円を超える方	６４,３００
第６段階	1.１５	●本人が住民税課税で、合計所得が１２０万円未満の方	７３,９００
第７段階	1.３０	●本人が住民税課税で、合計所得が１９０万円未満の方	８３,６００
第８段階	1.５５	●本人が住民税課税で、合計所得が２９０万円未満の方	９９,７００
第９段階	1.８０	●本人が住民税課税で、合計所得が２９０万円以上の方	115,７００

※介護保険料の納入通知書は７月に発送します。
※第１段階の（　）内の数字は、軽減前の負担割合と保険料です。

特　集

これからの介護保険②

第６期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定しました

市では、介護保険サービスや高齢者福祉サービスを円滑に提供するため、『第６期高齢者福祉計画・介護保険事業計画』を策定しました。この計画は３年ごとに計画を見直すことと定められており、第６期の計画期間は平成２７～２９年度です。介護サービス必要量の見込みと確保策、費用の適正化等について定めます。介護保険制度の改正を踏まえながら、団塊世代が後期高齢者となる平成３７年を見据え、地域包括ケアシステム確立に向けた取り組みを推進します。

計画の柱

① 健康づくりと介護予防の推進
② 生きがいづくり・社会参加の促進
③ 地域包括ケアの基盤整備
④ 高齢者の権利擁護と認知症高齢者支援の推進
⑤ 高齢者に優しいまちづくりの推進
⑥ 介護保険事業の充実
⑦ 介護保険制度の円滑な運営

地域包括ケアシステムって何？

介護が必要になった高齢者が、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、『医療・介護・介護予防・生活支援・住まい』の５つのサービスを、一体的に受けられる支援体制のことです。地域包括ケアシステムは、それぞれの自治体が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくこととなっています。